

番号	1. (1)
項目	<p>1. 制度・政策等の構築における協議について</p> <p>(1) 市の制度・政策の構築にあたっては、当連盟と事前に十分な協議を行った上、検討していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の制度・政策の構築については、必要に応じて関係機関と調整の上、進めているところです。</p> <p>また、本市では、3年を1期として「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、現在、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(2018(平成30)～2020(令和2)年)」に基づいて、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年(平成37年)を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを進めております。</p> <p>「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたっては、医療関係者・福祉関係者・学識経験者・市議員・被保険者の代表に参画いただいている「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催し、委員の意見などを踏まえながら検討しており、本分科会及び本分科会のもとに設置している介護保険部会には、大阪市老人福祉施設連盟にも参画いただき、貴重なご意見をいただいているところです。</p> <p>今後とも、「地域生活支援のあり方研究会」など、さまざまな機会をとらえて、皆様のご意見をいただきながら進めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 (企画グループ) 電話：06-6208-8026

番号	2. (1)
項目	<p>2. 人材確保について</p> <p>(1) 介護の担い手事業等、当連盟の要望に沿ったモデル事業を行っていただいているが、さらに実施区の拡大や求職フェアの開催等を行っていただきたい。</p>
<p>福祉・介護人材の不足に対応し、人材のすそ野を広げることを目的として、令和2年度より「介護の職場 担い手創出事業」を実施しており、本事業で介護助手の導入に取り組むモデル事業所の選出に当たっては、大阪市老人福祉施設連盟にご協力をいただいたところです。</p> <p>現在、介護助手の導入に向け、住吉区に所在する特養3施設（モデル事業所）において、介護職の業務の明確化と役割分担の仕分作業を行っており、モデル事業所からは「切り分け作業を通じて専門職としてのあり方を考えるようになった」「役割分担を考える過程がリーダー育成につながっている」等のご意見が寄せられています。</p> <p>本市としては、介護助手の導入の取組みが、介護現場の活性化や専門職のやりがいや誇りの醸成につながっていると考えており、今後、実施を予定している介護助手の募集・受入・定着に向けた取組みの検証も行いながら、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組みの一つとして検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（企画グループ） 電話：06-6208-7954

番号	3. (1)	
項目	3. 新型コロナウイルス対策について (1) さらなる感染症対策の衛生物品等の確保、優先配布についてお願いしたい。	
	<p>(回答)</p> <p>本市では、この間、高齢者等の入所施設を中心に、マスクや消毒液、雨合羽等を確保し配付させていただくとともに、各施設等において利用者等に新型コロナウイルスの感染もしくは感染の疑いが発生したという報告があった際には、個別に必要な衛生用品を配付させていただいております。</p> <p>また、休業要請を受けた事業所や感染者が発生した施設等への支援としまして、マスク等の衛生用品の購入経費等のいわゆる「かかり増し経費」について本市において補正予算を計上し、対応を進めているところです。</p> <p>そのような中、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策にかかる国の第二次補正予算案において、全ての介護施設等を対象に、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒、高齢者向けの感染症予防の広報・啓発に必要な費用が補助されることとなりました。</p> <p>本市といたしましても、引き続き、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の活用や大阪府との連携等を通じて、各高齢者施設等にマスクやアルコール消毒液等がいき渡るよう努めてまいります。</p>	
担当	福祉局高齢者施策部高齢福祉課 (企画グループ)	電話：06-6208-8026
	福祉局高齢者施策部介護保険課 (管理グループ)	電話：06-6208-8028
	福祉局高齢者施策部介護保険課 (指定・指導グループ)	電話：06-6241-6310

番号	3. (2)			
項目	<p>3. 新型コロナウイルス対策について</p> <p>(2) 施設等でクラスターが発生した場合、医学的見地から指導していただけるチームを派遣していただきたい。又、介護職員を派遣するしくみを作っていただきたい。</p>			
<p>(回答)</p> <p>これまで、大阪市内の施設等でクラスターが発生した場合は、大阪府や厚生労働省クラスター対策班等と連携しながら、施設内の調査等を実施し、感染拡大防止策について指導・助言を行い、更なる感染拡大を防止してきました。</p> <p>今後も、必要に応じて、大阪府や厚生労働省クラスター班と連携しながら、クラスター対策を実施してまいります。</p> <p>応援職員派遣については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について」（令和2年6月19日厚生労働省通知）において、介護サービス事業所・施設等で感染者が発生した場合などに、当該事業所・施設等や当該事業所・施設等の運営主体のみでの対応が困難になることも想定されることから、都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整を行った上で、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助することが示されたところです。</p> <p>今後、大阪府との連携等を通じて、必要な対応を検討してまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した事業所施設等の利用者の受け入れや、職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の事業所・施設等については、本市が実施している「介護サービス事業所等との連携支援事業」により、職員を応援派遣するための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費等の諸経費（いわゆる「かかり増し経費」）の補助を受けることができます。</p>				
担当	健康局	大阪市保健所	感染症対策課	電話：06-6647-1006
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8028
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（指定・指導グループ）	電話：06-6241-6310
	福祉局	高齢者施策部	高齢福祉課（企画グループ）	電話：06-6208-8026

番号	3. (3)			
項目	<p>3. 新型コロナウイルス対策について</p> <p>(3) 引き続き陽性者の要介護高齢者が入院出来る病床の確保に努めていただきたい。又、濃厚接触者の居場所についても、確保していただきたい。</p>			
	<p>(回答)</p> <p>大阪市は、「大阪府新型コロナウイルス対策本部」に参画し、関係機関と情報共有するとともに、医療機関等と連携し、感染拡大防止に向けて、全力で取り組んでいるところです。</p> <p>また、病床の確保につきましては、大阪府における各感染拡大期に応じた確保計画に従い、大阪府と連携しながら、重症病床、軽症中等症病床及び宿泊療養施設の確保に取り組んでまいります。</p> <p>濃厚接触者につきましては、厚生労働省からの通知にもあるとおり、事業所・施設等（通所・短期入所等を除く）においては、感染防止対策を徹底したうえで、濃厚接触者等を含めてサービス提供を継続することが求められており、通常の介護サービス提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行う「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」等実施しているところです。</p> <p>一方で、高齢者の在宅介護を行っている世帯では、介護等をしている家族が新型コロナウイルス感染症に感染すると、継続して介護等を行うことが困難になる状況が想定されます。本市において、現在、訪問系サービス事業所及び短期入所生活介護事業所に対して意向調査を行っており、濃厚接触者となった介護が必要な高齢者に関する支援策について検討を進めてまいります。</p>			
担当	健康局	大阪市保健所	感染症対策課	電話：06-6647-1006
	福祉局	高齢者施策部	高齢福祉課（企画グループ）	電話：06-6208-8026
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8028
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（指定・指導グループ）	電話：06-6241-6310

番号	3. (4)	
項目	<p>3. 新型コロナウイルス対策について</p> <p>(4) 居宅、施設でも PCR 検査が出来るしくみを構築していただきたい。又、ワクチン等が開発された場合、高齢者や施設職員等が優先的に行っていただけるよう働きかけていただきたい。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>本市では疑似症例の定義に基づき、「発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの」や「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑うもの」について順次、行政検査を行っています。</p> <p>検査体制につきましては、従来の「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関等に加え、大阪府・大阪府医師会・大阪府看護協会の協力のもと、検体採取場所（ドライブスルー方式）を確保しております。</p> <p>令和2年7月17日からは、唾液による検査が可能となり、さまざまな局面での検体採取が可能となってきたことも踏まえて、今後も、大阪府や関係医療機関等と協力しながら、検査体制の充実・拡充に取り組んでまいります。</p> <p>また、予防接種の接種順位については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」において、政府対策本部が発生状況等に応じて柔軟に決定することとされております。</p> <p>なお、「医療分野」、「国民生活・国民経済安定分野」などを担い、国の登録を受けている事業者に対しては、別枠で予防接種を行う「特定接種」というしくみが設けられており、政府対策本部が発生状況等に応じて、柔軟に決定することとされております。</p>	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課	電話：06-6647-1006

番号	3. (5)
項目	<p>3. 新型コロナウイルス対策について</p> <p>(5) 令和6年度に住吉市民病院跡地に、弘済院の認知症医療・介護機能を有する新病院、老人保健施設の建設が予定されているが、新型コロナウイルスや南海トラフ地震に備え、陰圧機能やゾーンを区分けできる設計が出来ないか、前向きに検討していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>住吉市民病院跡地に整備する新病院等については、平成30年4月から検討会議で議論・検討を重ね、市会での議論を経て、平成31年4月の戦略会議において、「住吉市民病院跡地に整備する新病院等に関する基本構想」を決定したところです。</p> <p>この基本構想では、弘済院の認知症医療・介護機能を継承・発展させるとともに、市立大学が運営することで、認知症にかかる原因究明や治療方法の確立等を目指して、認知症の研究を推進して行くこととしています。</p> <p>今年度は、基本設計の作業を進めており、感染症にも対応可能な陰圧機能等についても検討していきたいと考えています。</p> <p>今後も基本構想の実現に向け、新病院等の2025年度の開設を目指して着実に取り組んでいきます。</p>	
担当	福祉局 弘済院 管理課 電話：06-6871-2298

番号	4. (1)		
項目	4. 軽費・ケアハウスについて (1) 老朽化、運営が厳しい中、大規模修繕補助金の検討や、建て替えの要綱を早急に定めていただきたい。		
	<p>(回答)</p> <p>軽費老人ホームについては、建築から約 40 年以上が経過しているところもあり、施設の老朽化により、今後、建替えや大規模な修繕が必要な時期が来るものと認識しております。</p> <p>引き続き、利用ニーズ等を勘案しながら大規模修繕補助金や建替えの際の整備補助等について検討してまいるとともに施設の安定的な運営及び入所者の処遇の向上を図るため、今後もサービスの提供に要する費用補助金の予算確保に努めてまいります。</p>		
担当	福祉局	高齢者施策部	高齢施設課 電話：06-6241-6530 高齢福祉課（企画グループ） 電話：06-6208-8026

番号	5. (1)
項目	<p>5. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(1) 各区役所において、総合的な支援調整の場が設けられたところですが、部署・担当者によって理解度に差があり連携に苦慮する場合があるため、さらに区役所内の横断的な支援体制を指導していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、令和元年度（平成 31 年度）より「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施しており、複合的な課題を抱えた人や世帯を支援するための取組みの一つとして「総合的な支援調整の場（つながる場）」を設けています。</p> <p>同事業においては、「つながる場」の開催のほか、様々な研修や連携促進に向けたツールの作成といった取組みを行っており、いずれの取組みにおいても区保健福祉センター職員や相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携できる体制を構築することは極めて重要であると認識しています。</p> <p>そのため、各区で様々な連携促進に向けた取組みが行われており、福祉局ではそれらの取組みを区に事例紹介する等の支援を行い、全区での分野横断的な連携体制の構築を進めています。</p> <p>引き続き、区担当職員等を対象とした研修会の開催や、区の取組み・好事例の共有を行い、各区の支援を続けてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（企画グループ）電話：06-6208-7951

番号	5. (2)
項目	<p>5. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(2) 出席が必要な会議が多く、本来業務に支障をきたしており、なるべく会議の集約化を区役所に依頼していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域包括支援センター職員の出席が求められる会議につきましては、これまでも、出席者が重なる場合に、会議を二部制にして同日開催とするなどの、効率的運営を可能としてきたところです。各区地域包括支援センター運営協議会も、全区年4回の開催としていたものを、平成30年度からは、区の実情に応じて年3回とすることも可としました。</p> <p>今後も、各区役所の包括的支援事業担当者に、地域包括支援センター職員の会議参加にかかる負担の状況を伝え、区内での調整を依頼してまいります。また、各会議の担当部署とも連携し、会議の実態の確認等を行い、効率化が可能な会議については、できる限り効率化するよう努めるとともに、必要な会議については、会議が形骸化せず、有効な会議となるための方策を検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（認知症施策グループ）電話：06-6208-8051

番号	5. (3)
項目	<p>5. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(3) 自立支援型ケアマネジメント検討会議の事務量が多く、再度あり方を含め検討していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>自立支援型ケアマネジメント検討会議については、マニュアル及び各種資料集を整備し、また、自立支援の考え方や会議の進め方をテーマとした研修を開催する等、地域包括支援センター職員が会議運営を行いやすい環境づくりに努めてきております。また、対象ケース選定基準に特別対象ケースを設ける、会議1回あたりの選定ケース数に特例を認める等の対応も行っているところです。</p> <p>本会議にかかる準備業務から当日の進行、終了後の対応にわたり、帳票類も含めて事務量が多いことから、これに見合う人件費及び物件費を委託料に積算しているところではありますが、今後、効果検証を行ったうえで、より効果・効率的な事業実施を行うことができるよう、事務の簡素化に向けて検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（認知症施策グループ） 電話：06-6208-8051